

合法木材等証明方法のありかた（ガイドライン）について

1 証明方法検討部会における経緯

【第一回部会 平成18年6月19日】

経緯等の説明のあと意見交換

NGO関係者からは、①伐採地までたどれるトレーサビリティが不可欠、②伐採時点だけでなく、加工運搬の各段階における法規制との関係を含めるべき、③持続可能性について具体的な指針を明確にすべきなどの指摘があった。

業界関係者からは、「この制度の定着に全力をあげるべき時であり、制度の問題点や次のステップの話が皆の関心に上るとその努力に水をさすことになるので慎重に検討すべき」との指摘がなされ、今後の調査結果などをふまえて検討することとなった。

【第二回部会 平成19年3月22日】

実証調査、検証事業などの概略説明（とりまとめ途中）のあと意見交換。

前回同様にトレーサビリティの重要性が指摘される。他方、5,000近い事業体が認定されている状況を受け、供給体制の信頼性の確保、需要側に対する普及啓発などが共通認識となり、調査結果を踏まえ、19年度に引き続き議論を進めることとなった。

2 18年度事業の結果などの関連事項

- (1) 合法木材・持続可能性証明システム検証事業
現行制度の実効性や問題点（メモ）
（別紙の通り）
- (2) 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業
「他の木材輸入国と歩調を合わせて供給体制の構築を支援することが重要」との提言。

3 今年度の検討方向（案）

証明方法部会では、合法性・持続可能性証明システム検証事業、同木材供給事例調査事業の結果（19年度の検証・調査内容を含む）を分析し、システムの信頼性や公平性、普及可能性について検討を行う。その場合、来年が北海道洞爺湖サミットの開催年であることをふまえ、国際協調を念頭におくとともに、検討に当たっては、5千数百社の認定事業体に対する制度の定着努力と齟齬を来さないよう、時期と内容に配慮する。